

大和市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月30日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第27号

大和市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

大和市都市公園条例施行規則(昭和45年大和市規則第20号)の一部を次のように改正する。

第7条の見出し中「利用の許可申請」を「利用申請等」に改め、同条第1項を次のように改める。

有料公園施設のうち有料公園スポーツ施設(つきみ野野球場、大和スタジアム、宮久保野球場、宮久保スポーツ広場、ゆとりの森芝生グラウンド、ゆとりの森テニスコート、ゆとりの森大規模多目的スポーツ広場及びゆとりの森中規模多目的スポーツ広場をいう。以下同じ。)を利用しようとする者は有料公園スポーツ施設利用申請書を、その他の有料公園施設を利用しようとする者は有料公園施設利用申請書を指定管理者に提出しなければならない。

第7条第3項中「、前2項」を「、同項」に、「許可」を「承認」に改める。

第15条第1項第2号中「とき」の次に「(有料公園スポーツ施設にあつては、利用日の5日前までに取消しの申出をし、指定管理者が承認したとき)」を加える。

第16条の見出し中「使用」を「利用」に改める。

第17条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、有料公園スポーツ施設の利用料金の減免については、大和市スポーツ施設設置条例施行規則(平成25年大和市規則第49号)第9条の規定を準用する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。